毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)



公

定める規則の一部を改正する規則

(医務国保課)

監査委員告示

肥料の登録

(農業経営課)

=

Ξ

のとおり公告する。

平成十五年七月二十九日

香川県知事

真

武

紀

の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、

次

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第五条第一項

(経営支援課)

香川県公告第四百八十五号

大規模小売店舗の新設の届出

地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者

規

則

規

目

次

(●印は、県法規集掲載事項)ページ

別表第二の八の項に次のように加える。

省令第九条の二第一項に規定する報告書

に限る。) の申請に係る書類

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

公

告

◎香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を



第 59 号

7月29日(火曜日)

申請に係る書類

項口を同項二とし、同項中イを八とし、

法第七条第二項の規定による変更の許可 (病床数の増加に係るものに限る。

<u>၂</u> စ

同項にイ及び口として次のように加える。

法第七条第三項の規定による許可 (療養病床の設置及び病床数の増加に係るもの

平成 15年

 \bigcirc

0

1

届出の概要

の一部を改正する規則をここに公布する

平成十五年七月二十九日

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則

香川県規則第八十四号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

神内豁

高松市十川西町六七二番地二

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山ダイソー&アオヤマ100YENPLAZA高松十川店

高松市十川西町字露尾六七一番四ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

青山商事株式会社

項へとし、

同項中二をホとし、 報

八を削り、

同項口中「認可」の下に「の申請」を加え、

同

株式会社青五

平成十五年七月二十九日

(平成十二年香川県規則第百十七号) の一部を次のように改正する。

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める

香川県知事

真

鍋

武

紀

規則の一部を改正する規則

別表第二の八の項ホ中「第六条、第六条の三」を「第六条第一項」に改め、同項ホを同

香

Ш

広島県福山市王子町一丁目三番五号

広島県福山市王子町二丁目一四番三八号

(第九〇五一号)

大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年三月十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

、四二四平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

七四台

二十台 駐輪場の収容台数

(三) 荷さばき施設の面積 二七平方メートル

廃棄物等の保管施設の容量

一〇・二四立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数

 (Ξ)

三箇所

(PU) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後九時まで

届出年月日

平成十五年七月十七日

Ξ 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年七月二十九日 (火曜日) から同年十二月一日 (月曜日) まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

を記載した書面を本日から四月以内(平成十五年十二月一日(月曜日)まで)に次の提 辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目

出先に提出することができる。

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

記載すべき項目

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の内容

提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百八十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により、次の肥料の登録を

したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月二十九日

香川県知事 武 紀

平成十五	年登月日録
香川県	登録番号
肉骨粉	の肥 種 類料
チキンミー	肥料の名称
窒素全量	保証成分量
含有を許	規 そ の 他 の
株式会社カガ	び 住 所 名又は名称及 生産業者の氏

監査委員告示		
香川県監査委員告示第2号		
包括外部監査人榎本浩が実施する監査の事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第	地方自治法(曜	和22年法律第67号)
252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、	ことについて、!	監査委員と包括外部監査
人榎本浩との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、		告示する。
I	香川県監査委員	避
	回	名名基组
	<u></u>	石川稠治
	_	広瀬 員 義
補助者の氏名	驷	補助できる期間
井 博 生 兵庫県神戸市東灘区御影町郡家字庄ノ元247番地の20 フローラ東御影403号		平成15年7月30日か 5平成16年3月31日 まで

香

Ш

県

報

平成十五年七月二十九日

(第九〇五一号)

Ξ

